

令和 8 年 8 月千葉豪雨に係る被災者生活再建支援法の適用について

千葉市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨について、内閣府および千葉県から被災者生活再建支援法の適用が発表されましたので、お知らせします。

1 支援の内容

令和 8 年 8 月千葉豪雨による災害で、全壊、大規模半壊、中規模半壊等の被害があった世帯に対し、被災者からの申請に基づき支援金が支給されます。

2 支援金の額

基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給

加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

いずれの支援金も単身世帯は 4 分の 3 の額の支給となります。

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯 半壊等解体世帯※ 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※半壊等解体世帯とは、住宅の半壊や敷地の被害により、住宅の倒壊による危険を防止するため等のやむを得ない事由により当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯

3 申請受付について

(1) 申請期間

基礎支援金 災害のあった日から 1 3 カ月の間 (令和 9 年 9 月 1 2 日まで)

加算支援金 災害のあった日から 3 7 カ月の間 (令和 1 1 年 9 月 1 2 日まで)

(2) 申請方法

市から本制度の支援対象の可能性のある世帯に対して、申請書類一式を 9 月中に順次郵送します。

罹災証明書等の必要書類を添付のうえ、申請書に同封する返信用封筒で、千葉市役所保健福祉局健康福祉部地域福祉課までご郵送ください。

(3) 支援金の振り込み

市が申請をとりまとめ、支援法人である都道府県センターに送付します。都道府県センターによる審査の上、同センターから申請のあった被災世帯の指定口座に直接お振り込みします。

4 市ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/chiikifukushi/hisaisha-shien_gov.html

